

請求人 林 眞須美

平成23年5月26日

## 大阪拘置所長 殿

### 申 入 書

弁護士	荒 木 晋之介
同	石 塚 伸 一
同	小 田 幸 児
同	高 橋 厚至郎
同	高 見 秀 一
同	寺 田 由美子
同	中 道 武 美
同	安 田 好 弘

請求人の頭書再審請求事件について、以下のとおり申し入れる。

#### 第1 申入れの趣旨

- 1 大阪拘置所長は、請求人と弁護士との面会につき、職員の立会い無しで、面会することを認めよ
- 2 大阪拘置所長は、請求人と弁護士との面会に際して、弁護士がパーソナルコンピュータを使用することを認めよ

## 第2 申入れの理由

### 1 無立会での面会について

- (1) 再審請求中であっても、刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）39条1項が準用され、請求人と弁護人との面会は、立会人なくしておこなわれなければならない。

再審制度は、無辜の救済を目的とするものであるから、再審請求人が形式的に弁護人選任権を有するだけでは不十分であり、弁護人による実質的な弁護活動がなされなければならない。そして、身体を拘束されている再審請求人について、弁護人が実質的な弁護活動を行うには、秘密交通権が保証されなければならない。

また、再審請求手続であっても、通常の公判手続と同様に手続運用が行われていることからすると、同手続でも、公判手続と共通する当事者主義的構造がとられなければならない。

とすると、刑訴法39条1項を含む公判手続における弁護人選任権に関する規定は、規定内容からして明らかに適用されない場合を除いて、刑訴法440条1項により、再審請求手続にも準用されるべきである。

その上、刑訴法440条2項は、再審弁護人の選任の効力が再審の判決までであると定めている。これは、再審公判の終了まで、一貫して弁護人の援助を受けられるようにしているものである。そうであれば、再審請求段階でも同様に弁護人の援助を受けられるのは当然である。

したがって、刑訴法39条1項により、請求人と弁護人との面会は、立会人なくしておこなわれなければならない。

- (2) 刑訴法39条1項は、憲法34条に定められた弁護人選任権を実質化したものである。憲法34条は、「身体の拘束を受けている被告人又は被疑者」と定めるが、再審請求人も、身体の拘束を受けている点、再審請求が認められれば再審被告人となる点において、被疑者に等しいものといえる。

とすれば、再審請求人にも、憲法34条の定める弁護人選任権に基づき、弁護人とのあいだでの秘密交通権が認められなければならないのである。

- (3) また、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）121条ただし書により、職員の立会いなくして、再審請求人と弁護人との面会は認められるべきである。

刑事収容施設法121条ただし書は、①「訴訟の準備その他の正当な利益の保護のためその立会い」「をさせないことを相当とする事情があり」、②「相当と認めるとき」は職員の立会いを省略できるとする。

死刑確定者の再審を受ける権利を十分に保護するためには、法律の専門家である弁護士による十分な援助が必要不可欠である。再審請求人と弁護人が再審の打合せのために接見することは、「訴訟の準備その他正当な利益の保護のため」であり、立会いを省略するのに「相当とする事情」といえる(①)。この解釈によることは、平成19年5月30日付け法務省矯正局長発の「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について(依命通達)」第24項第4号にも記載されているとおりである。

本件では、既に再審は請求済みであり(和歌山地方裁判所平成21年(た)第2号)、弁護人らは、平成22年10月18日付けで再審請求書補充書を提出し、現在はさらに再審請求書の補充書を準備中である。そのため、請求人と弁護人においては、今後も緊密な打合せが必要である。

しかも、前述のとおり、秘密交通権を規定した刑事訴訟法39条1項は、憲法34条の弁護人選任権を実質化したものである。したがって、再審請求人と弁護人の緊密な打合せが必要な本件において、無立会の面会は「相当」を超えた憲法上の要請である。

よって本件の場合、「訴訟の準備その他正当な利益の保護のため」に立会いを省略するのに「相当とする事情」があることは明白といえる(①)。

立会いの省略が「相当と認められる」(②)かどうかは、死刑確定者の正

当な利益を保護する必要性と立会いを省略することによる弊害、具体的には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれを防止する必要性や死刑確定者の心情を把握するため立会いを行うことの必要性を個別に比較検討することが必要であるとされる（広島地方裁判所平成23年3月23日判決、前記依命通達）。

本件では、既に再審請求をおこなっている段階であり、再審請求人と弁護人との打合せは必須であり、「死刑確定者の正当な利益を保護する必要性」は高いものといえる。その上、立会いを省略して面会を認めたところで、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれは、なんら認められないし、弁護人らの中には、第一審以来ずっと請求人の弁護を続けている者もいる。弁護人らと請求人は、信頼関係を築いてきているものであり、立会いなしで面会をさせるほど請求人の心情が安定しているとは認められない、などとは到底いえないものである。とすると、「相当と認められ」ないと言える事情はない（②）。

したがって、少なくとも、刑事収容施設法121条ただし書により、職員の立会いなくして、再審請求人と弁護人との面会は認められるべきである。

- (4) 以上より、弁護人は、申入れの趣旨第1項記載のとおり、大阪拘置所長に対して、請求人と弁護人との面会につき、職員の立会い無しでの面会を認めるよう求めるものである。

## 2 パーソナルコンピューターの使用について

本件は「和歌山毒物カレー事件」とも称されている事件であり、殺人、殺人未遂、詐欺と、起訴された罪名だけでも複数に及ぶ。

そして、本件の訴訟資料は、膨大な量である。第一審で検察官により請求された書証は1000通を超え、証人尋問の結果を記した公判調書も150通にも及び、第一審の判決文は982頁にもなっている。

その証拠を請求人とともに検討するためには、パーソナルコンピューターの



使用は不可欠である。

証拠をもとに、請求人と打合せをする場合、全ての証拠や判決を持参して、打合せの状況に応じて、それらを参照する必要がある。前述したとおりの膨大な証拠書類や公判調書を持ち込んで面会をすることは非現実的である。電子データにした資料を適宜参照しながら面会することこそが必要なのである。

死刑確定者の再審を受ける権利を十分に保護するためには、法律の専門家である弁護士による十分な援助が必要不可欠であることは前述したとおりであって、そのためには弁護士がパーソナルコンピューターを面会に際して使用できることが必要不可欠である。それで初めて十分な弁護活動を行うことができるのである。

本件は、再審請求（和歌山地方裁判所平成21年（た）第2号）に続き、平成22年10月18日付けで再審請求書補充書を提出し、現在さらに再審請求書の補充書を準備中という状況である。この状況だからこそ、弁護士としては、面会に際して、パーソナルコンピューターを使用して、資料を参照しながら、請求人と打合せをすることが不可欠なのである。

よって、弁護士は、申入れの趣旨第2項記載のとおり、大阪拘置所長に対して、請求人と弁護士との面会に際し、パーソナルコンピューターの使用を認めるよう求めるものである。

### 第3 面談の要望

弁護士は、上記申入れにつき、大阪拘置所長との面談を希望する。

弁護士としては、立会いを省略した面会が請求人の正当な利益保護のため必要であること、立会い省略でも相当と認められること、弁護士にとってパーソナルコンピューターの使用が必要であることを、大阪拘置所長に対して、直接訴えたいと考えている。

是非、面談について、連絡を頂きたい。

以 上